

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

令和 2 年 4 月 1 日

日本シイエムケイ株式会社

令和2年4月1日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

日本シイエムケイ株式会社

代表取締役社長 大澤 功

当社は、令和2年1月31日付でシイエムケイファイナンス株式会社（以下「シイエムケイファイナンス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本合併」といいます。）に基づき、令和2年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、シイエムケイファイナンスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

令和2年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）

シイエムケイファイナンスは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

シイエムケイファイナンスは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第787条）

シイエムケイファイナンスは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

（4）債権者の異議（会社法第789条）

シイエムケイファイナンスは、会社法第789条第2項の規定に基づき、令和2年2月7日付にて、官報公告及び債権者に対する各別の催告を行いました。同条第1項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）吸収合併をやめることの請求（会社法第796条の2）

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2の規定による手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 7 日付にて、官報公告及び電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である令和 2 年 4 月 1 日をもって、シイエムケイファイナンスからその資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

シイエムケイファイナンスの事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併による変更登記は、令和 2 年 4 月 7 日に申請する予定です。

7. 本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

令和 2 年 2 月 7 日

シイエムケイファイナンス株式会社

令和2年2月7日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
シイエムケイファイナンス株式会社
代表取締役社長 黒沢 明

シイエムケイファイナンス株式会社（以下「シイエムケイファイナンス」といいます。）は、令和2年1月31日、日本シイエムケイ株式会社（以下「日本シイエムケイ」といいます。）との間で、日本シイエムケイを吸収合併存続会社、シイエムケイファイナンスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施するため、吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

本合併に関する事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 本合併の対価の相当性に関する事項、及び参考となるべき事項

日本シイエムケイは、シイエムケイファイナンスの全株式を所有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 日本シイエムケイに関する事項

日本シイエムケイの最終事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

4. シイエムケイファイナンスにおいて最終事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

シイエムケイファイナンスにおいて、最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後の日本シイエムケイの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、日本シイエムケイの今後の事業活動において、債務の履行

に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。以上により、効力発生日以後における日本シイエムケイの債務につき、履行の見込みはあると判断しております。

以上

別紙 1
吸収合併契約書



吸収合併契約書

日本シイエムケイ株式会社（以下「甲」という。）とシイエムケイファイナンス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

2 本合併における吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号 : 日本シイエムケイ株式会社

本店所在地 : 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号 : シイエムケイファイナンス株式会社

本店所在地 : 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

（本合併に際して交付する金銭等および割当てに関する事項）

第2条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等を交付しない。

（資本金および準備金に関する事項）

第3条 甲は、本合併に関し、資本金および準備金を増加しない。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由がある場合には、甲および乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（株主総会の承認等）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を経ることなく本合併を実施する。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を経ることなく本合併を実施する。

（権利義務の承継）

第6条 乙はその所有する一切の資産、負債および権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(事情変更)

第7条 本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本契約の当事者の財産もしくは経営状態または事業に重大な変動が生じたときは、甲および乙が協議し合意の上で、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第8条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、甲および乙が協議の上で決定する。

本契約成立の証として本書1通を作成し、甲および乙各々記名押印の上、甲が原本、乙は写しを保管する。

2020年1月31日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
日本シイエムケイ株式会社
代表取締役社長 大澤 功



東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
シイエムケイファイナンス株式会社
代表取締役社長 黒沢 明



別紙 2

日本シイエムケイの最終事業年度に係る計算書類等

第 59 期

事 業 報 告

自 2018 年 4 月 1 日
至 2019 年 3 月 31 日



日本シイエムケイ株式会社

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、内需に支えられ雇用・所得環境の改善が持続したものの、世界経済に対する懸念から、不透明感が高まりました。海外においては、米国経済は個人消費が好調を維持し、欧州経済および中国経済は、景気の減速傾向が見受けられました。

このような環境のもと、当社グループが主力とする車載向けプリント配線板市場においては、環境規制強化によるPHVやEVの普及など、自動車の電子化進展により、需要が堅調に拡大しております。

当社グループは、車載向けを中心とした受注増加に対して、生産能力拡大に向けた設備投資を実施するとともに、生産性向上を進めております。これらの結果、連結売上高は902億30百万円（前期比3.8%の増収）となりました。

利益面につきましては、為替の影響および国内需給バランスの一時的な調整にともなう稼働率低下の影響などにより、営業利益は37億67百万円（前期比11.7%の減益）となりました。また、営業利益の減少にともない、経常利益は37億70百万円（前期比3.7%の減益）、一部の投資有価証券において評価損が発生したため、親会社株主に帰属する当期純利益は20億15百万円（前期比44.6%の減益）となりました。

品目別の売上状況につきましては、以下のとおりであります。

期 別 品 目	当 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		前 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		増 減	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	増 減 率 (%)
ビルドアップ配線板	26,246	29.1	26,941	31.0	△695	△2.6
多層プリント配線板	41,784	46.3	37,044	42.6	4,739	12.8
両面プリント配線板	14,861	16.5	15,270	17.6	△409	△2.7
そ の 他	7,339	8.1	7,637	8.8	△298	△3.9
合 計	90,230	100.0	86,894	100.0	3,336	3.8

<ビルドアップ配線板>

主として、自動車関連製品や通信機器、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機に用いられているビルドアップ配線板は、自動車向け製品の販売は増加いたしましたが、その他の販売が減少し、売上は前期比6億95百万円の減少（減少率2.6%）となりました。

<多層プリント配線板>

主として、自動車関連製品に用いられている多層プリント配線板は、自動車向け製品の販売が好調に推移したことにより、売上は前期比47億39百万円の増加（増加率12.8%）となりました。

<両面プリント配線板>

主として、自動車関連製品やコンピュータ関連機器等に用いられている両面プリント配線板は、自動車向け製品の販売は増加いたしましたが、その他の販売が減少し、売上は前期比4億9百万円の減少（減少率2.7%）となりました。

<その他>

上記各品目に付帯する回路設計、試作品、金型、各種治具類等を中心としたその他売上は、前期比2億98百万円の減少（減少率3.9%）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

- ① 設備投資の状況につきましては、当連結会計年度中の固定資産投資総額は、74億64百万円で、その主なものは国内外での生産能力拡大、生産効率化および品質向上を目的としたプリント配線板生産関連設備であります。
- ② 上記設備投資資金につきましては、自己資金および借入金により充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループが主力とする車載向けプリント配線板市場においては、環境規制強化によるPHVやEVの普及など、自動車の電子化進展により、需要が堅調に拡大しております。

一方、競合各社とのグローバルでの競争は、ますます激しくなるものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループでは中長期ビジョンを『やりがいと顧客満足度を上げるための事業体制に変身する』とし、2019年度を初年度とした中期経営計画2019（2019年度～2021年度）を策定いたしました。「世界最高レベルで安心感のある製品」を世の中に供給することにより、ステークホルダーからの期待に応えるとともに、社員の幸せ・成長の実現に向けて取り組んでまいります。

当社グループは、成長が見込まれる車載向けプリント配線板市場のなかでも、特に高い品質と信頼性が要求されるエンジンやブレーキ、予防安全装置等が含まれるパワートレイン・走行安全系の分野を競争優位性のある事業領域と位置づけております。

本中期経営計画では、「成長加速に向けた基盤固め」の3ヵ年と位置づけ、当社の強みである高信頼性プリント配線板が競争優位性をもつ事業領域に注力し、車載市場を主軸とした高付加価値分野での成長により、収益性と資本効率を高めるという方針のもと、「設備投資300億円」「構造改革」「企業品質向上」を3つの重点施策としております。

設備投資300億円により、生産能力増強、生産性改善および品質向上を図ります。また、構造改革の実行により、業務プロセスの効率化と収益力強化を図り、企業品質向上では、ESGの推進および財務健全性の維持・強化を図ります。これらの重点施策を実行することで、2021年度に、売上高1,000億円、営業利益80億円、ROE10%を達成する計画としております。

さらなる企業価値の向上に向けて全力で取り組み、継続的な安定配当による株主様への利益還元を行ってまいります。株主のみなさまにおかれましては、何卒、ご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2019年3月29日付の「外部法律事務所からの調査結果と当社の対応等についてのお知らせ」にて公表させていただいたとおり、当社グループにおいて、製品の製造工程を変更する場合には、納入先となるお客様との間で、事前にその変更に係る承認申請を行うことが取り決められていたにもかかわらず、一部のお客様についてかかる承認申請を行わずに、製品の製造工程において、製造拠点の変更又は外注委託を行っていた事案（以下「未承認工程変更」といいます。）について、外部の独立した法律事務所に依頼して事実関係の解明および原因分析を内容とする調査を実施いたしました。当社は、当該調査結果を踏まえ、同日再発防止策も公表しております。

今回の調査結果を真摯に受け止め、当社グループを挙げて徹底して未承認工程変更の再発防止を図るとともに、お客様、株主のみなさまをはじめとする当社の関係者のみなさまからの信頼を回復するため全力で取り組んでまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 56 期 (2015年 4 月 1 日から 2016年 3 月31日まで)	第 57 期 (2016年 4 月 1 日から 2017年 3 月31日まで)	第 58 期 (2017年 4 月 1 日から 2018年 3 月31日まで)	第 59 期 (当連結会計年度) (2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで)
売 上 高(百万円)	73,098	75,370	86,894	90,230
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△)(百万円)	△628	2,628	3,917	3,770
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	△8,122	2,153	3,638	2,015
1 株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	△137.21	36.38	61.46	34.05
総 資 産(百万円)	90,504	93,748	94,674	105,189
純 資 産(百万円)	50,090	51,549	55,892	55,849

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益または当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 (企業会計基準第28号 2018年 2月16日) 等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
シイエムケイファイナンス株式会社	百万円 30	100.0	ファクタリング業務
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	百万円 233	99.9	プリント配線板の設計、製造
CMK ASIA (PTE.) LTD.	百万US\$ 63	100.0	プリント配線板販売
P. T. CMKS INDONESIA	百万US\$ 20	99.0 (99.0)	－
新昇電子（香港）有限公司	百万HK\$ 150	100.0	プリント配線板販売
希門凱電子（無錫）有限公司	百万人民元 502	65.0	プリント配線板製造
旗利得電子（東莞）有限公司	百万人民元 293	100.0 (100.0)	プリント配線板製造
新昇電子貿易（深圳）有限公司	百万人民元 1	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK EUROPE N. V.	百万EUR 22	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	百万THB 8,007	100.0	プリント配線板製造
CMK AMERICA CORPORATION	百万US\$ 0.1	100.0	プリント配線板販売

(注) 1. 「当社の出資比率」欄の（ ）内書は、間接所有割合（内数）であります。

2. 連結子会社であるP.T. CMKS INDONESIAは、2019年3月31日現在清算手続き中であります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、プリント配線板および電子デバイスならびにその関連製品の設計・製造・販売を主要な事業内容としております。

(7) 主要な営業所および工場等 (2019年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	S E セ ン タ ー	埼玉県三芳町
大 阪 営 業 所	大阪府守口市	横 浜 営 業 所	横浜市港北区
群 馬 営 業 所	群馬県伊勢崎市	名 古 屋 営 業 所	愛知県刈谷市
広 島 営 業 所	広島市東区	福 岡 営 業 所	福岡市博多区
浜 松 営 業 所	浜松市中区	仙 台 営 業 所	宮城県白石市
Gステーション工場	群馬県伊勢崎市	新 潟 工 場	新潟県聖籠町
蒲 原 工 場	新潟県五泉市	秩 父 工 場	埼玉県秩父市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
シイエムケイファイナンス株式会社	東京都新宿区
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	神奈川県相模原市
C M K A S I A (P T E .) L T D .	シンガポール共和国
新 昇 電 子 (香 港) 有 限 公 司	中華人民共和国香港特別行政区
希 門 凱 電 子 (無 錫) 有 限 公 司	中華人民共和国江蘇省無錫市
旗 利 得 電 子 (東 莞) 有 限 公 司	中華人民共和国広東省東莞市
新 昇 電 子 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	中華人民共和国広東省深圳市
C M K E U R O P E N . V .	ベルギー王国
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
CMK AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期比増減
4,990名	389名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,204名	15名増	44.54歳	14.87年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、受入出向者2名を含み、出向者208名は含まれておりません。

2. 上記のほか、嘱託61名、契約社員82名、パートタイマー5名が在籍しております。

(9) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

企業集団の主要な借入先

借入先	期末借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	8,428
株式会社三井住友銀行	7,322
株式会社きらぼし銀行	4,036

(注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 227,922,000株
- (2) 発行済株式の総数 59,196,894株 (自己株式3,863,270株を除く)
- (3) 当期末株主数 7,702名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,574	7.7
中 山 高 広	2,836	4.7
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,576	4.3
一 般 財 団 法 人 電 子 回 路 基 板 技 術 振 興 財 団	2,500	4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,386	4.0
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,895	3.2
橋 本 浩	1,890	3.1
中 山 明 治	1,886	3.1
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託きらばし銀行 口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,745	2.9
株 式 会 社 キ ョ ウ デ ン エ リ ア ネ ッ ト	1,735	2.9

(注) 1. 当社は、自己株式3,863,270株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

3. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託きらばし銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社1,745千株は、株式会社きらばし銀行の信託財産であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	高 井 建 郎	一般財団法人電子回路基板技術振興財団 理事長
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 会 議 長	大 澤 功	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	黒 沢 明	管理本部長、海外事業室長 シイエムケイファイナンス株式会社 代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	柴 田 栄 造	製造担当、製造統括本部長
取 締 役 執 行 役 員	花 岡 仁 志	購買担当、内部統制担当、C S R 担当
取 締 役	右 京 強	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
取 締 役	佐 藤 り か	太田・佐藤法律事務所 パートナー デクセリアルズ株式会社 社外監査役 日本ルーブリゾール株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	小 笠 原 敬	
監 査 役	原 口 文 雄	
監 査 役	大 高 由 紀 夫	旭ダイヤモンド工業株式会社 社外監査役 Mizuho Saudi Arabia Company Chairman

- (注) 1. 2018年6月28日開催の第58回定時株主総会において、佐藤りか氏が取締役にあらたに選任され、就任いたしました。
2. 2018年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、中山高広氏、中山明治氏および長谷川嘉昭氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 2019年3月29日付にて高井建郎氏は代表取締役会長から取締役会長に、柴田栄造氏は取締役常務執行役員から取締役執行役員にそれぞれ変更となりました。
4. 取締役右京 強氏および佐藤りか氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 監査役原口文雄氏および大高由紀夫氏は、社外監査役であり、原口文雄氏は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。

6. 事業年度末日後の取締役の地位および担当または重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況	異 動 年 月 日
取 締 役 常 務 執 行 役 員	黒 沢 明	管理本部長、海外事業室長、内部統制担当、C S R 担当 シイエムケイファイナンス株式会社 代表取締役社長	2019年4月1日
取 締 役 執 行 役 員	花 岡 仁 志	購買担当	2019年4月1日

7. 当社は、経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。2019年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員の地位および担当または重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	石 坂 嘉 章	営業統括本部長
執 行 役 員	河 島 正 紀	管理本部人事部長、海外事業室副室長、 危機管理担当、安全担当
執 行 役 員	栗 山 昌 也	管理本部法務部長
執 行 役 員	佐 藤 弘 幸	営業統括本部名古屋営業本部長
執 行 役 員	白 井 孝 浩	技術担当
執 行 役 員	立 川 隆 弘	製造副担当、製造統括本部国内製造本部長
執 行 役 員	中 山 明 治	シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当
執 行 役 員	萩 原 正 芳	希門凱電子(無錫)有限公司 董事長
執 行 役 員	松 尾 朋 則	製造副担当、製造統括本部副統括本部長
執 行 役 員	松 尾 直 樹	品質保証担当
執 行 役 員	和 田 知 良	営業統括本部東日本営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 (うち社外取締役)	10名 (3名)	147百万円 (12百万円)
監 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15百万円 (6百万円)
合 計	13名	162百万円

(注) 上記支給人員には、当事業年度中に退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	右 京 強	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、大学教授としての豊富な学術的知見と専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	佐 藤 り か	就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	原 □ 文 雄	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	大 高 由 紀 夫	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 「対処すべき課題」に記載のとおり、当社グループにおいて未承認工程変更の事実がありました。社外取締役および社外監査役の各氏は、社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。上記4氏は、上記の報告を受ける以前より当社取締役会等において、コンプライアンス強化の観点から提言を行っており、当該事実の判明後は、未承認工程変更の原因究明、再発防止策の策定を含め、品質管理体制およびガバナンスの強化を要請するなどその職務を適切に果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新宿監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社の監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、移転価格税制に係る業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事項に該当すると認められる場合、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づく基本方針に関し、取締役会において次のとおり決議いたしております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社グループの役職員は、当社のコンプライアンスに対する基本姿勢を明示した「CMKグループ行動宣言」に則りその職務を遂行することで、法令・定款および社会規範を遵守し、コンプライアンス体制の強化に努める。

(イ) 取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営監視機能の充実を図る。

(ウ) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）については、社内規程に従い関係部署等において適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業を取り巻くあらゆるリスクに対処するため、全社横断的なリスク管理体制を整備するとともに全社方針に基づきリスクマネジメントの強化を図る。

「内部統制委員会」において、リスクの把握・評価、およびコントロール、リスク管理計画の検証等、リスクの未然防止システムの整備・強化を図るとともに、リスク発生時には「危機管理委員会」において発生リスクへの迅速かつ適切な対応を行うことにより、全社リスクマネジメント強化に努める。

「内部統制委員会」と代表取締役の間の直接の指示・報告を定期的に行うことにより、内部統制システムの実効性を一層高める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入することにより、取締役による意思決定を効率的に行う。企業を取り巻く環境変化を捉え、状況に即した組織体制を整備するとともに、社内規程を整備し各役職者の権限および責任の明確化を図る。事業・統括部門ごとに改善活動を行い、効率性を阻害する要因の発見とその対策を継続的に実施し、全社的な業務の効率化を推進する。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の自主運営を尊重しつつ、事業内容の定期報告をはじめ重要案件については事前協議を旨とするなど、子会社の経営管理および経営指導を行う。また損益に影響を及ぼす重大

案件については当社取締役会の承認を受けるものとする。必要に応じて当社役職員を子会社の取締役および監査役として派遣し、業務の適正の確保に努める。

- (イ) 当社グループのリスク管理規則類に則り、「内部統制委員会」が当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題および対応策を審議する。

当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には「危機管理委員会」を中心に当社グループの事業継続に支障がでないよう対処する。

- (ウ) 連結ベースでの中期経営計画を策定し当該計画を具現化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定め実績を管理し、当社グループ各社と共有する。

- (エ) 「経営理念」に基づく「CMKグループ行動宣言」を当社グループの役職員に周知徹底するため、研修や啓発活動等の継続的な取り組みによりコンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、これらを各現場へ浸透させるため、グループ内にコンプライアンス担当者を置く。

内部監査部門は子会社の状況を監査し、改善に向けた指導、助言を行う。

- (オ) 監査役および外部の弁護士事務所を相談窓口とする「内部通報制度」を海外を含めたグループ全社に展開し、コンプライアンス違反の発見と再発防止を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役による監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。同使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

- ⑦ 前項にいう使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を確保するため、同使用人の考課・異動等人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得たうえで決定する。

- ⑧ 取締役、その他使用人等および子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制

- (ア) 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席し、重要な経営情報、リスク情報について適時、報告を求める。重要な会議の議事録、稟議書等は常時監査役の閲覧を可能とする。

- (イ) 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

- (ウ) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- (エ) 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに所管部門へ報告する

他、「内部通報制度」等の仕組みを利用して直接監査役に通報する。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報制度」による報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として当該通報者に対して解雇その他の不利益な取り扱いを行うことを禁止し、これを当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役は、監査役と適宜情報交換や意見交換等を十分に行える機会を確保し、当社グループにとって相応しい内部統制システムの充実に努める。

(イ) 監査役の職務遂行にあたっては、監査役の判断により、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図る機会を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制管理機構の一部変更

2018年6月、「内部統制管理委員会」を「内部統制委員会」に再編し、委員長も内部統制担当役員から代表取締役社長にするなど、経営トップのリーダーシップのもと、内部統制の取り組み強化に努めました。また、同年11月には「内部統制推進室」を新設、あわせてモニタリング機能強化のため内部監査部門を強化しました。

- ② 「内部統制に関する基本方針」の一部改正

上記機構変更を踏まえ、「内部統制に関する基本方針」の一部を変更しました。

- ③ コンプライアンスおよび損失の危険の管理に対する取り組み状況

「内部統制委員会」主導によるリスクの洗出しと確認を行うとともに、コンプライアンスへの対応については、外部の専門家と連携し取り組みを進めました。

- ④ 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名が出席しております。

当事業年度は13回開催し、取締役会規程に基づき厳正に各議案に対する審議が行われ、適宜社外取締役を含めた活発な意見交換がなされるなど、取締役の業務執行状況の監督や意思決定機能等の実効性は確保されています。

⑤ 監査役への情報提供の充実

代表取締役をはじめ担当別業務執行取締役と監査役との定期的な意見交換を行うなど、取り組むべき課題について情報共有が図られています。

⑥ 品質委員会およびモニタリング委員会の設置

当社グループにおける未承認工程変更事案を受け、より客観的・中立的な立場からの監視機関として、あらたに外部の品質コンサルタントを委員に加えた「品質委員会」および社外取締役、外部弁護士等で構成される「モニタリング委員会」を設置することにより、監視体制の強化を図っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第 59 期

計 算 書 類

自 2018 年 4 月 1 日
至 2019 年 3 月 31 日

- (1) 連 結 貸 借 対 照 表
- (2) 連 結 損 益 計 算 書
- (3) 連結株主資本等変動計算書
- (4) 連 結 注 記 表
- (5) 貸 借 対 照 表
- (6) 損 益 計 算 書
- (7) 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- (8) 個 別 注 記 表



日本シイエムケイ株式会社

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	61,066	流 動 負 債	25,917
現金及び預金	25,436	支払手形及び買掛金	13,104
受取手形及び売掛金	24,061	短期借入金	4,856
商品及び製品	4,260	1年内償還予定の社債	602
仕掛品	3,716	未払金	5,589
原材料及び貯蔵品	2,331	リース債務	193
その他	1,282	未払法人税等	253
貸倒引当金	△22	賞与引当金	496
		事業構造再編費用引当金	129
		その他の他	691
固 定 資 産	44,072	固 定 負 債	23,422
有 形 固 定 資 産	37,503	社 債	6,376
建物及び構築物	9,871	長期借入金	16,014
機械装置及び運搬具	13,244	リース債務	341
工具、器具及び備品	1,184	繰延税金負債	406
土地	8,229	退職給付に係る負債	95
建設仮勘定	4,973	資産除去債務	157
		その他の他	30
無 形 固 定 資 産	339	負 債 合 計	49,340
のれん	151	純 資 産 の 部	
その他	188	株 主 資 本	50,251
投資その他の資産	6,228	資 本 金	22,306
投資有価証券	2,697	資 本 剰 余 金	16,628
退職給付に係る資産	969	利 益 剰 余 金	14,451
繰延税金資産	161	自 己 株 式	△3,134
その他	2,422	その他の包括利益累計額	2,208
貸倒引当金	△23	その他有価証券評価差額金	739
繰 延 資 産	50	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
社 債 発 行 費	50	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,235
		退職給付に係る調整累計額	233
資 産 合 計	105,189	非 支 配 株 主 持 分	3,389
		純 資 産 合 計	55,849
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	105,189

連結損益計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		90,230
売上原価		77,180
売上総利益		13,050
販売費及び一般管理費		9,283
営業利益		3,767
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	89	
為替差益	191	
受取賃貸料	78	
その他	236	633
営業外費用		
支払利息	279	
その他	350	630
経常利益		3,770
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	195	207
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	329	
投資有価証券評価損	436	
損害賠償金	73	
その他	162	1,005
税金等調整前当期純利益		2,972
法人税、住民税及び事業税	602	
過年度法人税等	222	
法人税等調整額	△101	722
当期純利益		2,249
非支配株主に帰属する当期純利益		233
親会社株主に帰属する当期純利益		2,015

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,306	16,628	13,027	△3,134	48,828
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△591		△591
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,015		2,015
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,423	△0	1,423
当 期 末 残 高	22,306	16,628	14,451	△3,134	50,251

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,131	△0	2,180	358	3,670	3,393	55,892
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△591
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,015
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△392	0	△945	△125	△1,462	△3	△1,466
当 期 変 動 額 合 計	△392	0	△945	△125	△1,462	△3	△43
当 期 末 残 高	739	0	1,235	233	2,208	3,389	55,849

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲等に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数……………11社

連結子会社の名称……………シイエムケイファイナンス株式会社
シイエムケイ・プロダクツ株式会社
CMK ASIA (PTE.) LTD.
P.T.CMKS INDONESIA
CMK EUROPE N.V.
新昇電子(香港)有限公司
旗利得電子(東莞)有限公司
新昇電子貿易(深圳)有限公司
希門凱電子(無錫)有限公司
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.
CMK AMERICA CORPORATION

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の状況

関連会社 1 社……………株式会社エストコーポレーション

持分法を適用しない理由……………持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定)

……………時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権および債務…時価法

③ たな卸資産

・当社および国内連結子会社

主として総平均法による原価法。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・在外連結子会社

主として移動平均法による低価法。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～65年
機械装置及び運搬具	3年～15年
工具、器具及び備品	2年～20年

在外連結子会社は主として定額法。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社および国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 事業構造再編費用引当金

事業構造再編計画の実行にともない、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。連結子会社のうち、CMK ASIA (PTE.) LTD.、P.T.CMKS INDONESIA、CMK EUROPE N.V.、新昇電子(香港)有限公司、旗利得電子(東莞)有限公司、新昇電子貿易(深圳)有限公司、希門凱電子(無錫)有限公司、CMK CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.およびCMK AMERICA CORPORATIONの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

・簡便法の採用

一部の連結子会社については、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約は振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約、金利スワップ

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金利息

・ヘッジ方針

為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避することを目的として実施しております。

・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動の累計とヘッジ対象の変動の累計との比率を比較し、有効性を判断しておりますが、契約内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。なお、振当処理による為替予約および特例処理による金利スワップについても有効性の判定を省略しております。

⑥ 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

⑦ のれんの償却方法および償却期間に関する事項

のれんおよび2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、当社および国内連結子会社は5年間、在外連結子会社は20年間の均等償却を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 99,798百万円
なお、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。
3. 保証債務および手形遡及債務等
受取手形裏書譲渡高 553百万円
4. 圧縮記帳
取得価額から控除されている国庫補助金の圧縮記帳額は次のとおりであります。
建物及び構築物 32百万円
機械装置及び運搬具 75百万円
5. 連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。
受取手形 44百万円
受取手形裏書譲渡高 69百万円

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式 63,060,164株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	591	10.0	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	651	11.0	2019年3月31日	2019年6月27日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は、為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの販売管理規程に従い、取引先ごとに期日管理と残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建営業債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日です。また一部には、原材料等の輸入にともなう外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、売上、購入契約の成約高および外貨建金銭債権債務等残高の範囲内で行うという基本方針のもとで、資金担当部門が決裁者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「3. 会計方針に関する事項」に記載されている「(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰り計画などを作成する方法などにより管理しております。

(3) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません(注2参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	25,436	25,436	—
(2)受取手形及び売掛金	24,061	24,061	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	2,637	2,637	—
資産計	52,134	52,134	—
(4)支払手形及び買掛金	13,104	13,104	—
(5)短期借入金(*1)	1,665	1,665	—
(6)社債(*2)	6,978	6,945	△33
(7)長期借入金(*1)	19,205	19,253	47
負債計	40,954	40,968	14
(8)デリバティブ取引(*3)	0	0	—

(*1) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、本表では長期借入金として表示しております。

(*2) 社債で支払期日が1年以内になったことにより、1年内償還予定の社債に計上されたものについては、本表では社債として表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金ならびに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債および(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行および借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しておりますが、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金および買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 886円 18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 34円 05銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	37,725	流 動 負 債	19,713
現金及び預金	14,430	支払手形	126
受取手形	2,461	買掛金	5,249
売掛金	15,221	短期借入金	1,665
商品及び製品	1,896	一年以内返済予定長期借入金	3,077
仕掛品	2,058	関係会社短期借入金	2,267
原材料及び貯蔵品	944	一年以内償還予定社債	602
前払費用	102	未払金	5,948
未収入金	566	未払法人税等	127
その他の金	63	未払消費税等	45
貸倒引当金	△19	未払費用	100
固 定 資 産	44,790	預り金	59
有形固定資産	15,047	賞与引当金	411
建物	5,184	設備支払手形	30
構築物	278	その他の	2
機械及び装置	1,867	固 定 負 債	22,352
車両及び運搬具	2	社債	6,376
工具器具及び備品	102	長期借入金	15,788
土地	7,298	資産除去債	157
建設仮勘定	313	その他の	30
無 形 固 定 資 産	61	負 債 合 計	42,066
の特許権	0	純 資 産 の 部	
借地権	0	株 主 資 本	39,758
施設利用権	8	資本金	22,306
ソフトウェア	0	資本剰余金	16,628
ソフトウェア仮勘定	3	資本準備金	13,495
投資その他の資産	29,682	その他資本剰余金	3,132
投資有価証券	2,671	利 益 剰 余 金	3,958
関係会社株式	14,964	その他利益剰余金	3,958
関係会社出資金	3,914	繰越利益剰余金	3,958
関係会社長期貸付金	5,155	自 己 株 式	△3,134
関係保険積立金	2,173	評価・換算差額等	742
長期前払費用	493	その他有価証券評価差額金	742
繰延税金資産	187	繰延ヘッジ損益	0
その他の引当金	146	純 資 産 合 計	40,500
繰延資産	△23	負 債 ・ 純 資 産 合 計	82,567
繰 社 債 発 行 費	50		
資 産 合 計	82,567		

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,370
売上原価		45,098
売上総利益		5,272
販売費及び一般管理費		4,717
営業利益		554
営業外収益		
受取利息	104	
受取配当金	347	
賃貸料	94	
技術指導料	695	
その他	207	1,449
営業外費用		
支払利息	213	
社債利息	45	
減価償却費	4	
租税公課	33	
支払手数料	198	
その他	59	554
経常利益		1,449
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	195	206
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	131	
投資有価証券評価損	436	
その他	88	656
税引前当期純利益		1,000
法人税、住民税及び事業税	120	
法人税等調整額	△36	83
当期純利益		916

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	22,306	13,495	3,132	16,628	3,634	3,634	△3,134	39,434
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△591	△591		△591
当 期 純 利 益					916	916		916
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	324	324	△0	323
当 期 末 残 高	22,306	13,495	3,132	16,628	3,958	3,958	△3,134	39,758

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,132	△0	1,131	40,566
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△591
当 期 純 利 益				916
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△389	0	△389	△389
当期変動額合計	△389	0	△389	△65
当 期 末 残 高	742	0	742	40,500

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準および評価方法
……………時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法
たな卸資産……………主として総平均法による原価法
なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げております。
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	3～65年
機械及び装置	3～15年
その他	2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………	定額法
(リース資産を除く)	ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法。
リース資産……………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………	社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。
------------	-----------------------------

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………	売掛債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金……………	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約は振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金利息

ヘッジ方針

為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避することを目的として実施しております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動の累計とヘッジ対象の変動の累計との比率を比較し、有効性を判断しておりますが、契約内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。なお、振当処理による為替予約および特例処理による金利スワップについても有効性の判定を省略しております。

9. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

損益計算書

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」(前事業年度0百万円)については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	870百万円
長期金銭債権	5,155百万円
短期金銭債務	10,187百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 64,634百万円
4. 保証債務等
 - ① 保証債務
下記関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。
CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. 318百万円(THB 91百万)
下記関係会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。
CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. 333百万円(THB 95百万)
旗利得電子(東莞)有限公司 136百万円(USD 1百万)
下記関係会社の支払債務に対し、債務保証を行っております。
CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. 62百万円(THB 17百万)
 - ② 受取手形裏書譲渡高 661百万円
5. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額

建物	0百万円
構築物	31百万円
機械及び装置	75百万円
6. 事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。

受取手形	1百万円
受取手形裏書譲渡高	69百万円

(損益計算書に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高

営業取引高

売上高	1,980百万円
-----	----------

仕入高	15,937百万円
-----	-----------

営業取引以外の取引高	1,139百万円
------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,862,573	697	—	3,863,270

（注）自己株式の株式数増加は、単元未満株式の買取りによる増加697株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	5,461百万円
-------	----------

関係会社株式評価損	5,338百万円
-----------	----------

減損損失	1,119百万円
------	----------

賞与引当金	125百万円
-------	--------

有価証券評価損	63百万円
---------	-------

減価償却超過額	55百万円
---------	-------

その他	392百万円
-----	--------

繰延税金資産小計	12,557百万円
----------	-----------

評価性引当額	△12,051百万円
--------	------------

繰延税金資産合計	505百万円
----------	--------

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	21百万円
-----------------	-------

その他有価証券評価差額金	250百万円
--------------	--------

前払年金費用	47百万円
--------	-------

繰延税金負債合計	318百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	187百万円
-----------	--------

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 100.0%	資金の援助 債務保証 商品の仕入	資金の貸付 (注2)	1,181	長期貸付金	3,490
				債務保証 (注3)	715	—	—
				仕入高 (注4)	5,282	買掛金	921
子会社	希門凱電子(無錫) 有限公司	所有 直接 65.0%	技術援助 商品の仕入	技術指導料 の受領 (注5)	490	—	—
				仕入高 (注4)	5,174	買掛金	843
子会社	シイエムケイファ イナンス株式会社	所有 直接 100.0%	支払い業務 の委託	支払い業務 の委託	17,042	未払金 裏書手形	4,953 661
子会社	CMK EUROPE N.V.	所有 間接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	1,369	短期借入金	1,370
子会社	新昇電子(香港)有 限公司	所有 直接 100.0%	販売支援	ロイヤルテ ィの受領 (注6)	204	—	—
子会社	旗利得電子(東莞) 有限公司	所有 間接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	1,679	長期貸付金	1,665

(注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3.銀行借入およびリース債務等に対し債務保証を行ったものであります。

4.商品の仕入については、市場価格等を参考に決定しております。

5.技術指導料については、合併事業契約に基づいた利率を基礎として決定しております。

6.ロイヤルティについては、契約に基づいた利率により決定しております。

3. 兄弟会社等
該当事項はありません。
4. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	684円 17銭
2. 1 株当たり当期純利益	15円 48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日本シイエムケイ株式会社

取締役会 御中

新宿監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本シイエムケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日本シイエムケイ株式会社

取締役会 御中

新宿監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行 ⑤
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋 ⑤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、企業集団としてのコンプライアンス体制及び内部統制システムの整備・運用状況等を重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催して監査の実施状況及び結果について監査役間で情報の共有化を図り、種々の事案について討議しました。
- (2) 各監査役は、監査役会が協議して定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧・検討するとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社を管理統括する取締役、監査役ならびに管掌部門から事業の報告を受けるとともに、主な海外連結子会社の往査を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の監査に同行し、その職務の執行状況について監視及び検証いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 事業報告に記載されているとおり、2018年12月に開示した製造工程に関する未承認変更に関する問題につき、外部の独立した法律事務所の調査チームによる事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の提言等が行われ、これを受け、当社は具体的な再発防止策を策定しました。この問題については、取締役が当事業年度よりその是正に取り組んでいるところであり、監査役会としては、再発防止策が着実に実行され、コンプライアンス意識及び企業倫理の一層の強化・徹底がなされるよう取締役会の対応と今後の進捗を注視してまいります。その他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は子会社に関する職務を含め認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。なお今後とも内部統制システムの構築及び運用が不断に強化されるよう取締役会の対応と今後の進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

日本シイエムケイ株式会社 監査役会

常勤監査役 小笠原 敬 ㊟

社外監査役 原 □ 文 雄 ㊟

社外監査役 大 高 由紀夫 ㊟

以 上